

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	緊急の分娩に対応するために、従事する医師が使用する自動車の緊急自動車としての指定追加	都道府県	埼玉県
		提案事項管理番号	1002010
提案主体名	医療法人 大宮林医院		

制度の所管・関係府省庁	警察庁 厚生労働省 国土交通省
-------------	-----------------------

求める措置の具体的内容	有床診療所が保有し、分娩に従事する医師が緊急の分娩に対応するために使用する外見上一般車両と変わらない自動車を緊急自動車として指定する
具体的事業の実施内容・提案理由	産婦人科医、なかでも分娩に従事する産科医の不足により、分娩を扱う施設の閉鎖が相次いでいる。埼玉県は人口 713 万人と全国で 5 番目に多い県だが、出産が出来る産科施設(病院、診療所)数は、20～39 歳の女性 1 万人あたり 0.98 施設と全国で最も少ない。わが国で誕生する新生児の約 50%は有床診療所で出生している。大部分の有床診療所では、分娩に従事している医師が 1 人か 2 人しかいないため、緊急を要する帝王切開手術の時など、お互いに車を飛ばして駆け付け協力しながら乗り切っている。大学の医局などからの当直医の派遣といった後方支援も難しい現状のため、ほぼ 24 時間、365 日待機を強いられている状態で、体力的にも精神的にも負担が大きい。さらに最新の専門知識習得のために必要な研究会や勉強会への出席もままならない。当然休日も例外ではなく、「いつ呼び出しがあるか」とたえず意識しながら行動している。実際、外出中にかかり分娩が進行した状況で妊婦が入院され、ほどなく分娩に至ることもある。入院の連絡を受け、急遽診療所への帰路を急いでいる時にも、渋滞に巻き込まれ冷や冷やした経験も少なくない。また、分娩を扱っている施設では 24 時間電話が繋がるため周産期医療の分野においては、1 次に留まらず、一部 2 次救急医療も担っている。分娩を扱う 1 次施設(有床診療所)のこれ以上の減少は、更なる地域中核病院への負担増に直結し、周産期医療の崩壊に追い打ちをかける結果となりかねない。母児二人の命を同時に預かる産科医が安心、安全に分娩の場に駆け付け業務に従事できるように、その際に使用する自動車を緊急自動車として指定していただきたい。

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	十勝エネルギー特区	
要望事項 (事項名)	新エネルギーの利活用の促進(バイオエタノール)	都道府県	北海道	
		提案事項管理番号	1014020	
提案主体名	十勝エネルギー特区推進協議会			

制度の所管・関係府省庁	経済産業省 国土交通省 環境省
-------------	-----------------------

求める措置の具体的内容	<p>ガソリンへのバイオエタノールの混合率の上限を10%とする。</p> <p>また、バイオエタノールを10%混合したガソリンに対応した車の登録を可能にする。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>バイオエタノールは、規格外小麦等から製造し、ガソリンと混合して輸送用燃料として使用することができる。</p> <p>バイオマスから製造されており、カーボンニュートラルであることから、環境に優しいエネルギーである。</p> <p>平成20年に、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」が改正され、製造や販売に関し、様々な規制が強化されたところ(平成21年2月施行)。</p> <p>ガソリンへのバイオエタノールの混合率は3%までとされているが、環境に優しい新エネルギーの利活用促進のため、混合率の上限を緩和する必要がある。</p> <p>また、エタノール濃度が3%を超える燃料に対応した車両は、現行法上の保安基準に適合しておらず、道路を走ることができないため、基準を改正する必要がある。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	次世代自動車(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車)のナンバープレートの塗色要件の緩和	都道府県 提案事項管理番号	京都府 1020010
提案主体名	京都府		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>現在の軽車両及び普通車については、指定されている自家用及び業務用ごとにナンバープレートの塗色要件を緩和し、次世代自動車専用の塗色(軽車両(自家用)には「薄青色地」に「黒色文字」、軽車両(業務用)には「濃青色地」に「黄色文字」、普通車(自家用)には「薄青色地」に「緑色文字」、普通車(業務用)には「濃青色地」に「白色文字」で表記)とする。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>次世代自動車(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車)のナンバープレートの塗色要件を緩和し、内燃機関を用いた自動車と次世代自動車との差別化を図り、もって次世代自動車の普及促進による自動車からの温室効果ガス排出量削減を目指す。</p> <p>【提案理由】</p> <p>低炭素社会の実現に向けて、石油燃料を利用しない次世代自動車(CO2排出量ゼロの電気自動車や電池走行時のCO2排出量ゼロのプラグインハイブリッド自動車)の本格普及に向けて、平成21年3月31日に京都府は経済産業省から「EV・PHVタウン」に選定され、モデル地域として率先した車両導入や充電インフラの整備を実施する。</p> <p>今後の本格普及に際して、高速道路や駐車料金の割引などの優遇措置が検討されているが、現在の軽車両及び普通車については、自家用及び業務用ごとにナンバープレートの塗色が指定されており、外見だけでは次世代自動車と内燃機関の自動車との差異が判断できない。</p> <p>については、今後の低炭素社会の実現には必須である次世代自動車の普及に向け、内燃機関の自動車との差別化を図るため、ナンバープレートの塗色要件の緩和を要望する。</p> <p>【具体的な提案内容】</p> <p>次世代自動車のナンバープレートについては、軽車両(自家用)には「薄青色地」に「黒色文字」、軽車両(業務用)には「濃青色地」に「黄色文字」、普通車(自家用)には「薄青色地」に「緑色文字」、普通車(業務用)には「濃青色地」に「白色文字」で表記する。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	床面積10㎡以内の公共施設新築時の建築確認等の緩和(バスシェルター、四阿等小規模な公共施設新築)	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1021010
提案主体名	小野市		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
-------------	-------

<p><b>求める措置の具体的内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法第6条第1項第4号建築物の建築等に関する申請及び確認</li> <li>・建築基準法第7条建築物に関する完了検査</li> <li>・建築基準法第44条第2項道路内の建築制限に係る建築審査会の同意</li> <li>・都市計画法第29条(施行規則第60条の開発許可等不要証明書)開発行為の許可(建築基準法第6条関係)</li> </ul> <p>以上、4項目についての免除</p>
<p><b>具体的事業の実施内容・提案理由</b></p> <p>本市では、平成16年1月から小型ノンステップバス3台によるコミュニティバスの運行を開始しました。運行初年度の利用者数は32,000人でしたが、平成20年度は67,000人に増えており、その内の75%が65歳以上の高齢者であります。</p> <p>このように、コミュニティバスの利用者の大部分が高齢者であることから、バス停に日差しや雨を防ぐためのバスシェルターの設置要望が多く寄せられております。</p> <p>市としても市民の要望に応え、今後は地域公共交通活性化・再生総合事業により、可能な限りバスシェルター及びベンチを設置して行きたいと考えています。しかし、バス停にシェルターを新築する場合、建築基準法第6条により、建築確認申請が必要となります。また、市街化調整区域で新築する場合は、更に開発許可等不要証明の申請も必要となり、申請手数料や検査手数料などの費用も伴います。</p> <p>床面積が10㎡以内の「増改築」であれば建築確認は不要ですが、バスシェルター等床面積が10㎡以内の公共施設の「新築」についても建築確認等を免除し、建築場所の報告のみで足りるようにして頂きたい。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

<b>管理コード</b>		<b>プロジェクト名</b>	
<b>要望事項 (事項名)</b>	土地区画整理法における施行区域外との換地要件 の緩和について	<b>都道府県</b>	大阪府
		<b>提案事項管理番号</b>	1024010
<b>提案主体名</b>	岸和田市		

<b>制度の所管・関係府省庁</b>	国土交通省
--------------------	-------

<b>求める措置の具体的内容</b>	<p>現行法による施工区域内での換地処分について、施工区域外を含めた一体的な地域整備を行う目的に寄与するために一定の条件を満たしている区域外の土地を含めることができる換地要件の緩和</p>
<b>具体的事業の実施内容・提案理由</b>	<p>(地区の概要と現状の課題)</p> <p>本地区は、バブル時に住宅開発を目的とした民間企業等による先行買収が虫食い的に行われ、地権が混在した状態となり、土地の荒廃が進み、農業従事者の就農意欲低下による耕作放棄地が拡大するなど、地域振興にも大きな支障をきたしている。これらを解決するため、地権者と学識経験者等が中心となって検討を重ね、「岸和田市丘陵地区整備計画基本構想」を策定し、同地区を都市的整備、農的整備及び自然保全の各エリアに分類し、それぞれが連携するようなまちづくりを目指しているが、地権の混在や地権者が希望する整備エリアが異なるため、それぞれの土地を整理、交換するための方策を立てることに苦慮している。</p> <p>(提案内容)</p> <p>今回、この都市的整備エリアで土地区画整理事業を実施する予定であるが、現行法では同エリア内に存する土地が換地の対象地となっている。今回、同エリア内だけでなく、土地所在等が確認できるような同エリア外の土地を含めた換地処分が可能となれば、各地権者の所有する土地が活用され、地域振興が図られるものと考えられる。</p> <p>(法の趣旨から考えられる問題点とその解消策)</p> <p>法の趣旨は従前に変えて土地の利用増進を図る目的であり、その負担として減歩や清算金などが必要とされ区域外を換地対象とすると不均衡が生じる事が懸念されるが、本地区は土地の所在に関係なくその整備に応じた負担を一律とする事で、各地権者の不公平感も無いと考えられる。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	航空法の運用	都道府県	長崎県
		提案事項管理番号	1026040
提案主体名	個人		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	24時間運行の航空法の弾力的運用
具体的事業の実施内容・提案理由	九州北西部4県(福岡・長崎・熊本・佐賀)の空港を佐賀空港に集約し、24時間運行可能な国際線のハブ空港を実現する

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	自動車排出ガスに係る抜本的な使用過程車対策	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1029010
提案主体名	東京都		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省 環境省
-------------	--------------

求める措置の具体的内容	抜本的な使用過程車対策の実施
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>平成22年度までに対策地域のすべてで大幅な大気環境の改善を図れるように、更なる法改正により、域外からの流入車規制を図るとともに、規制不適合車を識別するためのステッカー制度を構築するなど、実効性かつ即効性ある措置を講じること。</p> <p>また、規制適合車の利用促進、対策地域内で車検更新できない排出ガス濃度の高い旧式な車両の利用抑止に向け、国が自ら物品購入や工事等において率先的に取り組んでいくとともに、荷主等に対する意識喚起および取組の促進を図ること。</p> <p>(提案理由)</p> <p>首都圏の一都三県では、平成15年10月1日から条例によるディーゼル車規制を実施し、八都県市で連携協力してディーゼル車対策に取り組んでいる。都における平成17年度大気監視結果では、浮遊粒子状物質の濃度は昭和48年度の測定以来、初めて全測定局で環境基準を達成したが、幹線道路沿いに残る二酸化窒素の高濃度汚染は依然として深刻な状況にある。</p> <p>国は、平成19年5月、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」(いわゆる「自動車NOx・PM法」)を改正したが、同法は、走行規制でなく保有規制であることや重点対策地区が交差点近辺の限られた範囲に限定されること、指定地区に係る計画書の作成義務が一部の事業者に限られることなどの課題を抱えており、その内容は流入車対策を始めとして不十分なものである。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	高規格堤防の採択基準の緩和	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1030010
提案主体名	特定非営利活動法人「ア！安全快適街づくり」		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>大都市を流れる大河川で実施されている高規格堤防事業は、手戻り防止(新しい高層建物を壊す)や盛土の際の民家の一時移転費を安くする観点から市街地整備事業など面開発と同時施行されている。破堤すると甚大な被害が発生するゼロメートル地域は戸建て住宅が連続し、既に区画整理が終了していたり新しい街づくり計画のない所が多く、水害時の避難場所としても緊急度が高いにも拘わらず、現在の運用基準では高規格堤防建設の目途が立たない。運用基準を緩和して欲しい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>西新小岩3丁目は荒川・中川兼用左岸堤に面した 1km の区画整理が完了した住工混在地域である。以前は川面が眺められ、安全かつ好環境の地域であったが、4m を越す地盤沈下で堤防天端と3階が同じ高さになり、危険かつ堤防に張り付いた劣悪環境になった。此の地域全体がゼロメートル地域なので、ハザードマップでは松戸市などへの広域避難対象地域である。当地域は開発利益が無いので民間開発が無く、区画整理完了地域のため行政の開発計画も無い。まちづくりと同時施行が前提の現在の高規格堤防採択運用基準では将来にわたって堤防が出来ない。地震時の堤防強度は、阪神を含め既往大地震には耐えられる。しかし、阪神高速道路転倒や柏原原発の外力観測値から判断して想定以上の外力で破堤することは十分考えられる。ゼロメートル地域は平常水位でも水深 3m の水没した街となり、破堤被害の甚大さはニューオリンズで実証されている。平成 16 年度全国都市再生モデル調査を初め、河川環境管理財団の研究助成を受けて水害に関する勉強会を6年間にわたり地元民と行った結果、区民は高規格堤防の必要性を痛感している。</p> <p>現状は市街地整備事業が先に計画され、それに高規格堤防事業が乗っかる形であるが、ゼロメートル地域のような高規格堤防の緊急性が高い地域については、高規格堤防事業者が先に乗り出し、市街地整備事業者を勧誘するシステムを作って頂きたい。これが前例となり地元民主体の堤防づくり・街づくりが始まり新しいインフラ整備手法の確立になる。</p>



## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	過疎地域における一般貸切旅客運送事業開始にか かる用件の緩和	都道府県 提案事項管理番号	滋賀県 1037010
提案主体名	株式会社余呉バス		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>平成11年12月28日近運旅一公示第51号「一般貸切旅客運送事業等の許可に関する審査基準で定められている最低車両数3両を減数両で認められるよう規制の緩和を求めるものです。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>過疎地域であり、高齢化率も 30%を越える滋賀県余呉町において当社は「余呉町の路線バスを将来にわたり維持する」ため、コミュニティビジネスとしてバス会社を昨年7月8日に設立し、11月からは町外事業者が運行していた廃止代替路線事業を引き継ぎ路線運行を実施しています。運行にあたっては「町、住民、事業者の三者による運行」を目指しており、地元有志の呼びかけにより設立された地域公共交通支援組織「余呉のバスを育てる会」と当社と町が月1回程度話し合いを行い、すぐに改善ができることは改善を行い、その結果として運行ダイヤや路線運行の改善を図ることができました。</p> <p>このような中、運行欠損の削減ができたとはいえ、廃止代替路線である路線を運行しているため、運行欠損が発生し、その分については町の補助を受けている状況であり、次の事業として計画をしている町の活性化につなげる定期観光バスの運行、利用者、住民から強く要望がある貸切バスの運行を実施したいと考えており一般貸切旅客運送事業の許可の申請を検討しています。</p> <p>しかしながら、一般貸切旅客運送事業については一般貸切旅客運送事業の許可等に関する審査基準において最低車両数が3両と定められており、補助による廃止代替路線の運行を行っている当社においては3両を確保するまとまった資金の確保が困難であります。よって、貸切事業は当社が過疎地域の地域公共交通を将来にわたって運行するために必要な事業であるため、その地域の現状を考慮してもらった上で最低車両数の基準を下げてくださいよう規制の緩和を求めるものです。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	大型農園開墾特区	
要望事項 (事項名)	普通河川等保全条例における土木工事に対する都道府県知事許可基準の緩和	都道府県	広島県	
		提案事項管理番号	1040020	
提案主体名	ランドクリエイティブ株式会社、アグロフォレストリ弥栄株式会社			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>普通河川等保全条例における土木工事は、都道府県知事の許可をむねとしているが、土木工事規制を特区内のみに緩和していただきたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>①弊社は、大竹市に一筆で約 264 万㎡の山林を所有しており、同山林を開墾し 100 万㎡規模(畑 50 万㎡、果樹園 50 万㎡)の大型農園を造りたい。②また、全収容戸数約 300 戸の住宅分譲事業(建物:木造平家建約 30 坪、畑約 100 坪)を計画し、自然の中でスローライフを楽しむ環境を提供する。敷地は約 500 ㎡/1 住居とし、全体で約 30 万㎡を同山林内の住居地域とする。住人の交流を促進する集会所等も同山林内に現在建築中であり、同地域に一つの村を造り、大竹市栗谷町の過疎化にストップをかけ、人口拡大に貢献する。又、同住居地域より搬出される全てのゴミは、同敷地内に設備を設置し、再利用することを基本とし、一切敷地外に搬出しない。③現在、バイオマスタウン構想に取り組むべく(社)日本有機資源協会と協議中であり、今年中に基本計画案を大竹市に提出する。同バイオマスタウン構想の計画立案、実施により同敷地内に設置するバイオマス処理施設を中核とし、大竹市を中心とする循環型社会の完成を目指す。</p> <p>上記事業は、普通河川等保全条例(県条例)にあたり、普通河川の区域内において土木工事を行う場合、県知事の許可を必要と定められている。しかしながら、今回の開発区域(264 万㎡)の中には、青線がなく、また自然を利用した農園(畑・果樹園)を造り、日本の食料自給率の向上、農業従事者の育成、雇用創出拡大に貢献するものであり、低コストにより、早期に事業を進めることが重要である。開発行為においては、当該事業地周辺には人家等住居は無く、また自然を利用した計画とするものであり、災害等の恐れは無いものである。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	一級河川石川の中で、河川整備の指定がそこだけ はずされている富田林市伏見堂周辺の石川河川整 備を新たに指定して頂きたい。	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1043010
提案主体名	(特定非営利活動法人)	全国自然と健康の里作りの会	

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>一級河川石川流域の中で、河川整備の指定が、伏見堂大橋建設計画との関連で、富田林市伏見堂周辺地域のみ保留となつたまま放置されており、他の流域では「石川あすかプラン」という計画の元、河川整備がおこなわれましたが、この地域だけは手付かずのままの状態に放置されている現状であります。</p> <p>この地域を、昔の治水を第一においたような整備計画ではなく、自然環境を残し、人が川に身近に触れ合うことができるような、自然河川敷公園として整備する新整備計画の指定を新たにしたい。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>当 NPO 法人は、大阪アドプトリバー伏見堂を活動主体とし、地域の水辺を生かした健康回復を図る活動している NPO 法人です。</p> <p>当法人が主に活動している石川水系ですが、以前に「石川あすかプラン」という整備計画に基づいて河川整備が行われましたが、その整備計画の指定が、伏見堂大橋建設計画との関連で、富田林市伏見堂周辺地域のみ保留となつたまま放置されております。その為その区域だけは、河川のアドプト活動(河川域浄化活動)をしようと思つても、まったく放置されたままである為、近寄る事も難しいような、荒れ放題になっております。</p> <p>そこで、その区域において、単なる治水対策を主眼に置いたり、グラウンド等を作る整備計画ではなく、できるだけ自然の河川堤防を残し、ゆっくり散歩ができ、河川敷に降りられて水辺で楽しみ、河川の自然と触れ合えるような自然河川敷公園の整備を新たな河川整備計画に指定をして頂きたいのです。</p> <p>その整備が行われると、既存の整備された流域と連続し、広域な河川整備区域となり、広域な自然河川公園になります。これまで近寄ることも出来なかった河川に、地元の人々も再び親近感を持てるようになり、より一層アドプトリバー活動が活発になり、又高齢者や障害者の方が、心身を癒す自然とのふれあいの場となり、リハビリや健康の維持増進を図れる自然豊かな公園になるものと期待できます。</p> <p>また、その公園が完成し、その維持管理を当 NPO 法人が指定管理者制度で管理委託を受ければ、多くの障害者や高齢者にも社会復帰支援として、公園の管理業務に就いて頂けるものと考えています。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	-
要望事項 (事項名)	地域を限定し、観光外国人を対象としたカジノ設置及び関連法の制定	都道府県	長崎県
		提案事項管理番号	1047010
提案主体名	佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、嬉野市、武雄市、佐世保商工会議所、西九州統合型リゾート研究会		

制度の所管・関係府省庁	警察庁 総務省 法務省 国土交通省
-------------	----------------------------

求める措置の具体的内容	<p>西九州地域におけるハウステンボス場内で観光外国人を対象としたカジノを設置し、新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築するため、カジノ設置及びカジノ関連法の制定を求めるもの。</p> <p>具体的内容として、刑法185、186条の規定による違法性を阻却するため、同35条の「法令又は正当な業務による行為は罰しない」を根拠に、カジノ関連法を制定することでカジノ特区を実現しようとするものである。</p> <p>今回の提案に際しては、単にアイデアとしてだけでなく、より具体的なものにするため法案及び事業スキームを添付し提案を行う。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>福岡県、佐賀県、長崎県を含む西九州地域を舞台とし、我が国で東アジアに最も近いという立地ポテンシャルと環大村湾の豊富な自然環境や歴史・観光資源等の既存ストックを活かした国際的滞在型リゾート地を目指す。その一つの手法として、ハウステンボス場内で、観光外国人を対象としたカジノを設置し、環境共生型の本格的リゾートエリアとしての新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築する。これにより、22万人の外国人観光客の利用とそれに伴う170億円以上の経済効果、1,700人相当の雇用誘発効果が見込まれ、地域経済の活性化、雇用機会の創出、税収の確保等が期待できる。</p> <p>提案理由</p> <p>昨今の世界的金融危機と円高による外国人観光客の激減は、西九州地域の代表的産業である観光産業に壊滅的な危機をもたらす可能性があり、地域経済の再生・振興の為には、カジノという新しくかつ国際的にインパクトのある地域戦略に取り組む必要がある。これまでも大阪府などがカジノ関連の特区を提案しているが、いずれも刑法で特定地域について適用を排除することはできなとし検討まで至らなかった。しかし、今回の提案は刑法35条を根拠に、新たな法律を制定することでカジノ施行の法的正当性を確保したいと考えている。又、本年4月の参議院内閣委員会において、カジノ特区についても大いに議論すべきとの大臣の発言もあっていることから、別添の法律(案)について検討して頂きたいと考えている。なお、カジノ導入による懸念事項として、暴力団等の介入、治安悪化、青少年への影響、依存症問題等が一般的に言われるが、法による厳格な執行・監視、場所と対象者の限定により回避できると考えている。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	公営住宅の特定入居要件の緩和	都道府県	大阪府
		提案事項管理番号	1048010
提案主体名	八尾市		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>現行法で規定されている特定入居に係る特別の事由において、同地域で団地群を構成している改良住宅の更新・除却の際、また、既存改良住宅入居者の移転先として、改良住宅から公営住宅への移転を可能とする。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>公営住宅と改良住宅が混在している地域において、改良住宅から公営住宅への移転を可能とすることにより、老朽化した住宅の機能更新・集約をより迅速に推進し、地域の良い住環境の整備を行うことで、まちづくりと地域の活性化を目指す。</p> <p>提案理由：</p> <p>八尾市では、同和特別対策事業により建設した、旧地域改善向け公営住宅と改良住宅が同地域内に混在して大規模団地を構成している。これらの住宅は、元々同和特別対策事業の枠内で、どちらも地域改善を目的として建設されてきた経過があり、特別法が一般法に上乗せする形で施行されており、特別法失効後は公営住宅法及び住宅地区改良法の下で運用されているため、法的には事業目的が異なっているが、既入居者はどちらも地域改善事業で入居しており、公営住宅と改良住宅は実質的に区別して認識されていない。老朽化・耐震化への対応を進めるにも、住宅の根拠法の違いによる住み替えが制限されているため、集約更新も困難となっており、過去の建設経過を踏まえた対応が必要となっている。</p> <p>また、改良住宅建替の際、仮移転先としての民間住宅が不足しているため、建替が実行できない状況になっているが、改良住宅から公営住宅への移転が認められれば、改良住宅建替の際の仮移転先不足の問題も解決される。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	かんがい用水の畜産用水への利用	都道府県	宮崎県、鹿児島県
提案主体名	宮崎県、鹿児島県	提案事項管理番号	1060010

制度の所管・関係府省庁	農林水産省 国土交通省
-------------	----------------

求める措置の具体的内容	<p>現行法では、流水の占用許可は、「特定目的のために河川の流水を排他的・継続的に使用する場合」にのみ認められており、かんがい目的で許可された流水を他の目的には使用することはできないとされている。</p> <p>このため、かんがい用水の一部について、かんがい用水の需要が発生するまでの間、畜産用水への暫定利用を可能とし、畜産経営の安定化を目指すものである。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>かんがい事業は、国営事業や地方公共団体が実施する関連事業が完了して初めて水利用が可能となり、更に、事業計画に位置付けられた営農が定着して、100%計画どおりの水利用がされるという特徴を持っている。このため、水利権取得から計画どおりの需要が発生するまでに一定の期間が生じることから、現下の厳しい畜産経営の安定対策と限りある資源である水の有効利用の観点から、この期間暫定的に畜産用水としての利用を可能とする。</p> <p>具体的には、①宮崎・鹿児島両県で実施されている国営の畑地かんがい事業地区のみを対象に、②かんがい用水を減量して新たな水利権を取得するという手法は取らず、暫定的に畜産用水への利用を可能とし(その際、畜産用水の利用量がかんがい未利用分の範囲内である確認は、何らかの簡素な形で行う事が前提)、③畜産用水の利用に係る申請は、関連事業が進み、水利用が可能となった区域から順次行い、④その際の申請資料の簡素化を可能とするものである。</p> <p>なお、本提案メニューが承認され、具体の特区計画を申請する段階においては、既得の権利者であるかんがい用水の利用者に支障を与えないように、計画の内容に、例えば、水量の管理・報告、計画基準年以上の渇水時における畜産用水の取水停止、かんがいに不足が生じた場合は、現在利用している水源を利用することなどを定め、ルールに従った取水の徹底化を図る。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	工業専用地域における用途地域の緩和措置	都道府県	兵庫県
		提案事項管理番号	1071010
提案主体名	兵庫県		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>尼崎市南部の運河を核としたにぎわいのある地域づくりを目指し、その拠点となるカフェテリア・レストランなどの施設配置を計画しているが、地域全体が工業専用地域となっており、施設立地が自由には出来ない状況である。そこで、運河再生プロジェクト計画地内の工業専用地域においてカフェ・レストランに係わる用途規制については、その適用を除外する特区を提案する。</p>
<p>具体的事業の実施内容・提案理由</p> <p>(提案内容)</p> <p>尼崎臨海地域(国道43号以南)において、運河再生プロジェクト整備計画に位置づけられた、カフェ・レストラン等の飲食店については、建築基準法第48条第12項本文及び同法別表第2(を)の5に定められた用途規制の適用を除外する。</p> <p>(理由)</p> <p>① 同法第48条第12項ただし書きでは、個別に「特定行政庁が工業の利便を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認める場合」は、同法別表第2で工業専用地域内において建築してはならない建築物の建築も許可できるが、公聴会での意見聴取、建築審査会の同意等の手続きが複雑で時間もかかるため、迅速な立地の障害となっている。</p> <p>② 運河再生プロジェクト整備計画は、県、市、隣接する工場を所有する企業、地元住民等で構成される実行委員会において策定されるため、同計画において飲食店を建築しても工業の利便性を阻害せず、公益上やむを得ないエリア及び建築できる飲食店の種類、規模をあらかじめ定めておけば法の定める許可手続きを省略しても工業の利便を害するおそれがない。</p> <p>③ 今回の提案の実現により整備計画にあらかじめカフェ・レストラン等の立地可能場所を定め、広く周知することができ、カフェ・レストラン等のにぎわいの中核となる施設を迅速に配置することが可能になり、地域の活性化に寄与する。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	筑前町 梨木城 土地再活用計画	
要望事項 (事項名)	高齢者住宅、4人部屋居室の認可	都道府県	福岡県	
		提案事項管理番号	1072020	
提案主体名	社会福祉法人 寿泉会			

制度の所管・関係府省庁	厚生労働省 国土交通省
-------------	----------------

求める措置の具体的内容
<p>現在の高齢者専用賃貸住宅では複数人の高齢者が低額でルームシェアする事が不可能である認定基準の為、この問題を解決するにあたり以下の2点を提案し高齢者専用賃貸住宅の認定基準の緩和を求める。</p> <p>①一戸の部屋において(一人/18㎡を確保しつつ)家具等での簡易な居住区分の間仕切りによるルームシェア。</p> <p>②現在の一人・一部屋・一水洗便所を複数人(4人)・一部屋・一水洗便所〈共用〉とする共用部分の拡大。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>&lt;高齢者専用賃貸住宅(100名収容)の必要性&gt;</p> <p>当地域は現在でも高齢者の入居施設が不足しており(当会既存施設においても常に100名以上が入居待ちの状態)今後の地域高齢者の増加に対応できない。また在宅介護においても古い農家が多く多額の住宅改修や点在する高齢者に対し介護ヘルパー移動効率が悪く、高齢者も通院や買物の不便さや緊急時の不安抱え生活しております。地域高齢者が安心して老後をおくれ、都市部と格差なく医療や介護サービスが受ける事のできる施設が必要です。また地域住民に対して雇用の確保、老後の安心感が過疎を抑制し地域の活力になると信じます。現状制度では、面積と建築コスト／運営コストが増し実現が不可能となります。制度が緩和されれば、4人部屋(間仕切り家具等での区分)で居室便所等100箇所から25箇所に削減し設備費、保全費と水道光熱費の削減、介護と清掃の作業効率の向上が見込めます。</p> <p>&lt;入居者のプライバシーと安全性について&gt;</p> <p>ロッカーや家具内金庫設置、IDカードでの売店等キャッシュレス化や来訪者チェックなどセキュリティシステムの導入により入居者の財産保護と安全性を確保いたします。</p> <p>&lt;入居者のコミュニケーションについて&gt;</p> <p>現在、当会の既存施設でも費用面だけでなく一人になる不安や寂しさから個室より多床部屋を希望される方が多くプライバシーよりもコミュニケーションを優先する傾向があります。</p>



## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	通訳案内士資格取得の難易度緩和	都道府県	東京都
		提案事項管理番号	1073080
提案主体名	株式会社パソナグループ シャドーキャビネット		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>ビジットジャパンで今後予想される外国人旅行者増加に対応するし、交流人口の活動を目的とし、資格を取得しやすくするための制度見直しを行う。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>【実施内容】 通訳案内士資格を取得しやすくする為に、現行の「語学能力検定試験」制度ではなく、講習受講者が一律で取得できる制度へ変える。</p> <p>【提案理由】 現状、通訳案内士の試験合格率は20%以下(英語 1065人/5244人中・20%、中国語 182人/1593人中・11%)であり、また資格を取得しても73%(1,0403通のアンケート中、同業務に従事していない人は3446人との結果)が活かせていない現状がある。通訳案内士という業務のニーズが少ないこと、認知度が低いことや安定しないことが原因として考えられ、フルタイムでの就業が難しいこともあげられる。そこで、帰国子女や海外赴任経験のあるシニア層や子育てが落ち着いた主婦を主な対象とし、通訳案内士試験に代わる認定講習を新たに設置し、外国人観光客へ交流拡大・親善を図りながらガイドができる仕組みを組織化する。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	市街化調整区域内堆肥製造施設の処理区域・製造 堆肥の使用区域の拡大	都道府県 提案事項管理番号	東京都 1074010
提案主体名	青梅市		

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>現在、青梅市内の市街化調整区域内に、都市計画法第 34 条第 4 号後段に規定されている堆肥製造施設がありますが、この施設は市街化調整区域内において発生する動物糞、粃殻、木屑等の農林水産物を主原料とし、生産した堆肥は主として当該市街化調整区域内で使用することとされています。</p> <p>青梅市では、循環型社会構築のため、この堆肥製造施設に制限されている市街化調整区域内の枠を超えて、市街化区域も含めた市内全域から原料を調達し、製造した堆肥を市街化区域内の農地等でも活用できるようにしたいと考えています。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>都市計画法第 34 条第 4 号後段に規定されている堆肥製造施設において、市内の市街化区域内にある青梅市学校給食センターなどから排出される調理残さなどの生ごみを処理し、製造した堆肥を市街化区域内でも利用できるようする。</p> <p>この理由として、現在、学校給食センターの調理残さなどの生ごみは、市内で取り扱いできるリサイクル施設がないため、県外の堆肥化施設に持ち込み処理しています。</p> <p>このため、青梅市としては、一般廃棄物の軸内処理の原則と、市内における循環型社会の構築を目指すことから、生ごみを市内全域において有効にリサイクルすることが必要と考えており、市街化調整区域でしか活用できない現在の堆肥製造施設の区域枠をなくしてほしいと考えたものです。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名	泳げる霞ヶ浦植物筏で実現	
要望事項 (事項名)	霞ヶ浦湖面でのサトウキビ植栽筏の実証実験用水面	都道府県	茨城県	
	占用の許可基準緩和	提案事項管理番号	1088010	
提案主体名	NPO 霞ヶ浦浄化連			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
-------------	-------

求める措置の具体的内容	<p>霞ヶ浦流域下水道の放流水中のチツソ・リンをサトウキビ植栽筏で回収・資源化する。新たな地場産業の創業目的の実証実験水域の占有許可基準の緩和を求める。</p>
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>茨城県の環境パンフレット「泳げる霞ヶ浦実現を目指して」によると、霞ヶ浦流域56の河川より、霞ヶ浦へ毎日チツソ13トン、リン1トン、COD24トンが流れ込んでいる。従来は発生源の抑制のみの対策だったが、茨城県より、平成21年度からチツソ、リンの回収高に応じた助成実施の旨の正式公文が発出されたことを受け、霞ヶ浦で10haの葭原とサトウキビ・ケナフ植栽筏(幅2.2m×長さ6.5m×0.5m、重量2トン、浮体LPGボンベ20年経過廃棄予定品のリサイクル)によるチツソ、リンの回収及び資源化を行ないたいが、ケナフが野生種であるという理由で霞ヶ浦水面占有許可が下りない。</p> <p>野生種であっても、定期的な採取等、野生種繁殖防止のための管理が成される場合は、水面占有許可の基準(野生種栽培を目的とする水面占有は許可しない)を緩和して頂きたい。</p>

## 12 国土交通省 特区第15次・地域再生第7次(非予算) 検討要請

管理コード		プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	「1205(1214)重量物輸送効率化事業」の拡充提案 (現行特区内限定での、3軸ポールトレーラの新規製作・登録による、重量物輸送効率化事業の実施)	都道府県	岩手県	
		提案事項管理番号	2002010	
提案主体名	新日本製鐵株式会社棒線事業部釜石製鐵所、日鐵物流釜石株式会社			

制度の所管・関係府省庁	国土交通省
-------------	-------

求める措置の具体的内容
<p>3軸ポールトレーラの新規製作・登録による重量物輸送効率化事業を実施する為に、現行特区の基準緩和項目(車両総重量)に下記の緩和項目の追加認可をしていただきたい。</p> <p>(1)長さの基準緩和(12m⇒18m)</p> <p>(2)最小回転半径基準緩和(12m⇒13.9m)</p> <p>また、上記(1)、(2)の緩和の上、既存特例措置 1205(1214)を用い、既存特例措置 1205(1214)の要件を満たした上で積載重量を 33.3t、車両総重量を 52.3t としたい。</p> <p>(添付資料①「3軸ポールトレーラ連結検討書」に詳細記載)</p>
具体的事業の実施内容・提案理由
<p>「1205(1214)重量物輸送効率化事業」を用いた3軸セミトレーラにより薄板コイルの輸送は効率化されているが、「1205(1214)重量物輸送効率化事業」の基準緩和項目に、長さ、最小回転半径を追加し、3軸ポールトレーラの新規製作・登録をすることによって、18m 鋼片の輸送についても効率化を図りたい。</p> <p>代替措置:公道の通行は国道・市道を横断するのみであり、公道の走行範囲が限定される。その他は構内(私有地)道路の走行(構内道路の速度規制は 30 km/h)となり、安全面は確保される。(更に、NR装置装着により速度制御(約 58km/h)を行い、安全面の強化を図る。また、既存ポールトレーラ(添付資料④参照)の走行(公道横断、構内道路走行共)については過去 15 年間交通事故は皆無である。)</p> <p>道路の維持管理に係る協定書は、関係先(県・市)と締結済みである。</p>